



# 山形県公報

平成15年11月18日(火)  
第1493号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                             |                  |      |
|-----------------------------|------------------|------|
| 県議会定例会の招集.....              | (財政課)...         | 1293 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止..... | (最上総合支庁福祉課)...   | 同    |
| 公共測量の実施の通知.....             | (農村計画課)...       | 1294 |
| 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....    | (都市計画課)...       | 同    |
| 土地区画整備事業の換地処分を行った旨の届出.....  | (同)...           | 同    |
| 県道の供用の開始.....               | (最上総合支庁建設総務課)... | 同    |
| 同.....                      | (同)...           | 1295 |
| 道路の区域の変更.....               | (庄内総合支庁建設総務課)... | 同    |
| 県道の供用の開始.....               | (同)...           | 同    |
| 同.....                      | (同)...           | 同    |

### 公 告

|                           |                  |      |
|---------------------------|------------------|------|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (村山総合支庁企画振興課)... | 1296 |
|---------------------------|------------------|------|

## 告 示

### 山形県告示第1058号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成15年11月27日山形市に招集する。

平成15年11月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 山形県告示第1059号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年11月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地                   | 廃止年月日      |
|---------------------------|-------------------------------|------------|
| 有限会社ダイドー<br>上山市下生居194番の1地 | 神室ふくすけの家<br>最上郡金山町大字金山274 - 1 | 平成15.11. 6 |

## 山形県告示第1060号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、羽黒町土地開発公社理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成15年11月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 公共測量を実施する地域  
東田川郡羽黒町南部地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成15年10月16日から平成16年3月24日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級、3級及び4級基準点測量）

## 山形県告示第1061号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成15年11月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 組合の名称  
天童市北目土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
天童市東本町一丁目7番23号
- 3 設立認可の年月日  
平成8年2月9日
- 4 変更認可の年月日  
平成15年11月18日

## 山形県告示第1062号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、村山市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成15年11月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地区画整理事業の名称  
村山都市計画事業駅西土地区画整理事業
- 2 換地処分の内容  
平成15年10月15日付け指令都計第11号で認可した換地計画のとおり。
- 3 換地処分の年月日  
平成15年10月20日

## 山形県告示第1063号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月18日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成15年11月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字富沢字出屋沢868番7から  
同 2336番29まで
- 3 供用開始の期日 平成15年11月18日

山形県告示第1064号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月18日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成15年11月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 最上西公園線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字大堀字大堀231番から  
同 字宮ノ下427番まで
- 3 供用開始の期日 平成15年11月18日

山形県告示第1065号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月18日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成15年11月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 円能寺砂越停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|--------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 飽海郡平田町大字中野俣字笹下177番から<br>同 字備畑前46番1まで | 旧    | 16.3メートル<br>と<br>5.5 | メートル<br>392 |
| 同 上                                  | 新    | 16.3メートル<br>と<br>5.5 | 同 上         |
| 同 上                                  |      | 20.0メートル<br>と<br>6.6 | メートル<br>422 |

山形県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月18日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成15年11月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 円能寺砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 飽海郡平田町大字中野俣字笹下177番から  
同 字備畑前46番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月5日

山形県告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年11月18日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成15年11月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 西目大山線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大字菱津字山栃谷178番6から  
同 字坂下176番まで

3 供用開始の期日 平成15年11月18日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成15年11月18日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成15年10月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 グリーンセンター

(2) 代表者の氏名

船越 庄次郎

(3) 主たる事務所の所在地

山形県山形市大字中桜田字金谷943の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、山形市民、県民に対し、すぐれた自然環境のもとに開学した東北芸術工科大学周辺の環境を、より充実したものとするために整備を進め、より多くの市民や県民が気軽に集い、楽しみながら健康増進がはかれることを目的とする。